

令和5年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

夏の時季は、休暇等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動することも増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和5年7月15日(土)から24日(月)までの10日間

3 交通安全の日

「交通安全意識を高める日」	7月15日(土)
「高齢者交通安全の日」	7月15日(土)
「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」	7月15日(土)

4 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

5 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

6 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

7 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底

8 運動重点に関する主な推進項目

(1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が約4割と最も高く、歩行者側にも信号無視や車両等の直前直後横断等の法令違反が認められることから、年間の運動に基づいて普及啓発・促進し、歩行者の安全確保を図る必要がある。

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

横断歩道合図（アイズ）運動の実践

信号機のない横断歩道で、歩行者・運転者の双方が手を挙げるとともに、目で合図（アイコンタクト）などを行うことによって、交通事故の抑止を図る運動
横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化

歩行中幼児・児童の交通事故の特性（安全確認をせずに飛び出すなど）や高齢者の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の実施

安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からのこどもへの教育の推進

イ 歩行者の安全の確保

通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

高齢者自身が、加齢等による身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動の実践につながる交通安全教育等の実施

反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進

スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

(2) 安全運転意識の向上

交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車であり、中でも「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中に発生していることから、運転者の安全運転意識の向上を図る必要がある。

ア 運転者の歩行者等への保護意識の向上

横断歩道合図（アイズ）運動プラスの実践

横断歩道合図（アイズ）運動に加え、横断歩道手前に設置されているダイヤモンド標示で減速の徹底を呼び掛ける「横断歩道手前減速運動」をプラスした運動

運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

「横断歩道 歩行者優先宣言」の賛同促進と実践

運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
 点灯推奨時間を目安とした薄暮時における早めのライト点灯、対向車や先行車
 がない状況における原則ハイビームの活用（特にハイビーム活用促進路線の周知）
 前照灯の自動点灯（オートライト）機能の活用推進

点灯推奨時間	季節	点灯推奨時間
	夏季（6月～8月）	午後6時

イ 二輪運転者等に対する広報啓発

二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

改正道路交通法（令和5年7月1日施行）により新たな車両区分となった特定小型原動機付自転車等（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

主な交通ルール

区分	種類	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
運転免許		不要	
ヘルメット		努力義務	
自賠償保険		必要	
ナンバープレート		必要	
最高速度		時速20km/h	時速6km/h
走行場所		車道・普通自転車専用通行帯・自転車道	特定小型原動機付自転車の走行場所に加え、歩道（自転車歩行者通行可のみ）・路側帯
年齢制限		16歳以上	

その他道路運送車両法の保安基準に適合している必要がある。

ウ 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

一定の違反歴を有する75歳以上の運転者に対する免許更新時における運転技能検査導入の周知

衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口（全国统一専用ダイヤル 8080）の積極的な周知及び利用促進

高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

(3) 自転車の交通安全

改正道路交通法（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化とされたことを周知する必要がある。

また、自転車乗用中の死傷者のうち約9割に安全不確認や一時不停止等の法令違反が認められる。このため、自転車利用者に対する交通ルール・マナーを周知・徹底し、自転車の交通安全を図る必要がある。

ア 自転車乗車用ヘルメット着用の促進

交通事故のうち、自転車乗用中死者の半数以上が頭部の負傷により亡くなっていることを踏まえ、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の必要性の周知

イ 自転車の交通ルール遵守の徹底

改定「自転車安全利用五則」の周知（令和4年11月1日交通対策本部決定）

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底

傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知と指導の徹底

自転車運転者講習制度の周知

自転車配達員への街頭における指導啓発

ウ 自転車利用者自身の安全確保

反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上

電動アシスト自転車の安全利用の推進

幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用及び幼児同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性に関する広報啓発の推進

自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

自転車損害賠償保険加入義務の周知

(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重大事故の原因となる飲酒運転や妨害運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、飲酒運転等による事故の根絶を図る必要がある。

ア 飲酒運転の根絶

交通事故被害者等の声を反映した広報啓発

「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底

キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶の呼び掛け

運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の確実な履行

昨年4月1日から、安全運転管理者は運転者の運転前後に目視等により酒気帯びの有無を確認することが義務化

今後、アルコール検知器を用いて行うことが義務化

自転車や特定小型原動機付自転車等（いわゆる電動キックボード等）も飲酒運転が違法であることの周知

飲酒運転追放「三ない運動」の周知徹底

酒を飲んだら車を運転しない

運転する時は酒を飲まない

運転する人には酒を飲ませない

ハンドルキーパー運動の促進

自動車で複数の者が飲食店などへ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者（ハンドルキーパー）を事前に決めておく運動

飲酒運転追放宣言の賛同促進と実践

イ 妨害運転等の防止

妨害運転等の悪質性・危険性についての広報啓発の推進

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性の周知徹底

ドライブレコーダーの有用性の周知による普及啓発の推進

(5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底

自動車乗車中における後部座席のシートベルト着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であることから、正しい着用による事故発生時の被害の防止・軽減を図る必要がある。

全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・徹底を図るとともに、その必要性・効果に関する理解の促進を図る

シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、適正な使用方法についての広報啓発の推進

高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

9 推進要領

兵庫県交通安全対策委員会、市・町交通安全対策協議会等をはじめとする関係機関・団体は相互の連携を密にし、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、本運動を効果的に展開する。

10 推進機関・団体及び協働団体
別記のとおり

別記

【推進機関・団体】(順不同)

兵庫県
兵庫県議会
兵庫県警察
兵庫県市長会
兵庫県町村会
兵庫県連合自治会
兵庫県連合婦人会
(子育て応援ネット)
(日本赤十字社兵庫県支部)
(一財)兵庫県交通安全協会
神戸市
各市町
兵庫県教育委員会
神戸市教育委員会
各市町(組合)教育委員会
兵庫県公安委員会
神戸地方検察庁
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
国土交通省近畿地方整備局
厚生労働省兵庫労働局
(独)自動車事故対策機構兵庫支所
西日本高速道路(株)関西支社
阪神高速道路(株)神戸管理部
本州四国連絡高速道路(株)神戸管理センター
兵庫県道路公社
神戸市道路公社
兵庫県弁護士会
(一社)兵庫県医師会
(一社)神戸市医師会
(公社)兵庫県看護協会
兵庫県下消防長会
兵庫県商工会連合会
神戸商工会議所
兵庫県経営者協会
神戸市婦人団体協議会
(公財)兵庫県老人クラブ連合会
(一社)神戸市老人クラブ連合会
兵庫県PTA協議会
神戸市PTA協議会
兵庫県都市教育長協議会
兵庫県市町村教育委員会連合会
兵庫県立高等学校PTA連合会
(一社)兵庫県私学総連合会
兵庫県国公立幼稚園・こども園長会
(公社)兵庫県保育協会
兵庫県連合青年団
兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会
兵庫県地域交通安全活動推進委員協議会
(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会
(一社)兵庫県トラック協会
(公社)兵庫県バス協会
(一社)兵庫県タクシー協会
(一社)兵庫県指定自動車教習所協会
自動車安全運転センター兵庫県事務所
軽自動車検査協会兵庫事務所
(一社)日本二輪普及安全協会
兵庫県・神戸市道路利用者会議
地区交通安全協会
地区地域交通安全活動推進委員協議会
地区自家用自動車協会
兵庫県高速道路交通安全協議会
西日本旅客鉄道(株)兵庫支社
阪急電鉄(株)
阪神電気鉄道(株)
山陽電気鉄道(株)
神戸電鉄(株)
(一社)日本自動車連盟兵庫支部
(一社)兵庫県建設業協会
兵庫県石油商業組合
日本労働組合総連合会兵庫県連合会
(公社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会
日本放送協会神戸放送局
サンテレビジョン
(株)ラジオ関西
兵庫エフエム放送(株)
朝日新聞神戸総局
毎日新聞神戸支局
読売新聞神戸総局
産経新聞神戸総局
共同通信社神戸支局
神戸新聞社
日本経済新聞神戸支社
時事通信社神戸支局

【協働団体】(順不同)

兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商店連合会
神戸市商店街連合会
神戸市自治会連絡協議会
(公社)兵庫県シルバー人材センター協会
(一社)兵庫県鍼灸師会
(社福)兵庫県社会福祉協議会
(公財)兵庫県身体障害者福祉協会
(社福)神戸市身体障害者団体連合会
全兵庫個人タクシー事業協同組合
神戸個人タクシー事業協同組合
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部
神戸市民生活協同組合
兵庫県交通共済協同組合
兵庫県軽自動車協会
(一社)兵庫県自動車整備振興会
兵庫県自転車軽自動車商業協同組合
兵庫県駐車場協会連合会
(一社)日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
交通労連兵庫県支部
兵庫県百貨店協会
兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会
兵庫県小売酒販組合連合会
兵庫県青少年団体連絡協議会
神戸市青年団体協議会
日本ボーイスカウト兵庫連盟
(一社)ガールスカウト兵庫県連盟
兵庫県子ども会連合会
兵庫県消費者団体連絡協議会
神戸市消費者協会
(一社)兵庫県道路標識標示業協会
兵庫県レンタカー協会
地区ロータリークラブ
JICA 国際協会 335-A、335-D 地区(兵庫一円)
兵庫県興行協会
伊丹産業(株)
西日本電信電話(株)兵庫支店
日本たばこ産業(株)神戸支店
全国共済農業協同組合連合会兵庫県本部
兵庫県生命保険協会
(一社)日本損害保険協会近畿支部
損害保険ジャパン日本興亜(株)
三井住友海上火災保険(株)
あいおいニッセイ同和損害保険(株)
a u 損害保険株式会社
ジェイ・ディ共済協同組合
東京海上日動火災保険(株)
JSA 中核会神戸支部